

平成25年度からの第一種電気工事士の定期講習制度について

経済産業省原子力安全・保安院において、平成24年5月31日付で電気工事士法施行規則の一部改正が行われ、指定講習機関に関する制度変更がありましたのでお知らせします。(平成24年5月31日公布、同年6月15日施行)

第一種電気工事士は、免状の交付を受けた日から**5年以内に定期講習を受ける義務**があります。また、この講習を受けた日以降も、前回の受講日から5年以内ごとに定期講習を受講して頂くこととなります。

変更点

- 平成25年3月31日まで(独)製品評価技術基盤機構(略称:NITE)が国の指定を受け定期講習を実施していました。
平成25年4月1日からは新たに指定された複数の団体・企業が行う講習機関によって講習が実施されます。
- 25年度以降の指定された講習機関の情報等につきましては、経済産業省ホームページ「平成25年度からの第一種電気工事士の定期講習制度について(お知らせ)」をご覧ください。指定講習機関の名称・連絡先等詳細がご覧になれます。

※平成24年度(25年3月末)まで(独)製品評価技術基盤機構がサービスで行っていた、「**第一種電気工事士定期講習のご案内**」(個人宛に郵送されてきました。)は、**無くなりました。** (原則:自己管理)

新たに指定された講習機関では事前登録を受け付けており、登録先の講習機関の講習開催予定などのご案内が届くようになりますので、各講習機関に直接お問い合わせください。(受講期限が平成26年4月以降の方も登録可能です。)

茨城県生活環境部 防災・危機管理局
消防安全課 産業保安室

〒310-8555

水戸市笠原町978番6 (県庁6階)

電話(029)301-3594

(電気工事士免状担当)